



宮 崎 県 公 報

平成22年 6 月17日（木曜日）号外第54号の2

発行・印刷 **宮 崎 県**
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ----- (畜産課) 1

正 誤

○平成22年 6 月10日付け県公報（号外第51号）中 ----- 1

告 示

宮崎県告示第 370号の2

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成22年宮崎県告示第348号の4）を次のとおり変更する。

平成22年 6 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 搬出を制限する区域

(1) 搬出を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 348号の4の1の③に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 都城市妻ヶ丘町の一部（妻ヶ丘）、広原町の一部（柳ノ元）、花繰町、一万城町の一部（一万城及び広原）、庄内町の一部（戦場原）、関之尾町の一部（上ノ段、萩ノ尾、関之尾、大坪川原及び新開）及び高城町穂満坊の一部（下土器田）

2 移動を制限する区域

(1) 移動を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 348号の4の2の③に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 国富町大字森永の一部（五反田、須田ノ木、松ノ本、向ヶ原、寺ノ上、久保島、福山、京出、平城、室屋、福山ノ下、大王ノ下、平城ノ下、大迫、佛飼免及び蔵源寺）、大字竹田の一部（西ノ前及び政所）及び大字向高の一部（辻、上原、茶木、大坪、政所、中水流及び川久保）

イ 綾町大字入野の一部（前平、北の園、平原、宮原、中袋、川原元及び小川筋）、大字北俣の一部（八町及び八町下）及び大字南俣の一部（森元）

ウ 宮崎市高岡町飯田の一部（盛田、徳広、吐合、板ヶ八重、椎屋、西ヶ迫、早稲田、中迫、平八重、八割、松川、セリカ迫、長迫及び花立松）、高岡町内山の一部（上ノ丸、梅、南城寺、光神免、青木、榎畑、岩下、中ノ迫、踏切、用ノ丸、

猿土、小谷、城、尾払及び八ノ久保）及び高岡町五町の一部（餅田、白坂、北原田、深坪、樋渡、木場下及び長谷）
エ 都城市高崎町東霧島及び高城町穂満坊の一部（齊道）

正 誤

平成22年 6 月10日付け県公報（号外第51号）中

ページ	段	行	誤	正
2	左	7	大王町の一部（柳田、切畑、平江原及び大王）	大王町
2	左	26	中尾	中渡
2	右	29	中尾	中渡